

陳情 第48号

受付 平成29年 8月23日

付託 平成29年 9月 1日

## 休憩中における違法審議の撤廃を求める陳情

### ・陳情趣旨

昨年11月24日の議運で「議案を読み込むまで」とする議員の要望で委員長が休憩を宣言したが、この休憩中に使用料・手数料に関する請願2件の審議が行われた。資料の精査を理由にしながら請願審議をするのは市民に対する背信行為であるばかりか、「議事についての発言はできない」とする会議規則第93条2並びに「会議公開の原則」を定めた地方自治法115条1項に反する行為である。また、自らが「議会の最高規範」として定めた基本条例をも踏みにじる行為でもある。

順守すべき規則・法令を踏みはずす行為は議会への信頼を大きく損うものである。休憩中の審議は直ちに廃止し、第93条2で発言を認めているのは「休憩に関するのみ」とする他議会の見解同様、当議会も会議規則逐条解説を設けて判断基準を示すか、会議規則第93条2に休憩中の審議は禁止することを明記するよう求める。

### ・陳情事項

- ①休憩宣言後の議事の審議は直ちに取り止め、以後、廃止すること。
- ②会議規則の逐条解説を設けること。
- ③会議規則第93条2に、休憩中の審議禁止を明記する加筆改正を行うこと。

以上、陳情いたします。

平成29年8月23日

陳情者

住所 取手市戸頭2-50-7

氏名 坂入 基之

取手市議会議長 佐藤 清 殿